**人権の視点からの情報発信の手引き（目次）**

**１　はじめに**

1. **手引き作成の趣旨　・・・・・・・・・・・・・・　 1**
2. **手引きを作成した経緯**
3. **人権の視点からの情報発信、その重要性**
4. **手引きの使い方　・・・・・・・・・・・・・・・　 4**

**２　人権の視点からの基本的な情報発信のあり方と具体例**

1. **わかりやすく　・・・・・・・・・・・・・・・・　 5**
2. **情報の得にくい市民にも届くように　・・・・・・　 7**
3. **正確に・適切に　・・・・・・・・・・・・・・・　 9**
4. **情報をガラス張りに　・・・・・・・・・・・・・　10**

**３　さまざまな人権課題の現況、情報発信のあり方と具体例**

1. **女性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 12**
2. **こども　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 15**
3. **高齢者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 18**
4. **障がいのある人　・・・・・・・・・・・・・・・　 21**
5. **同和問題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 24**
6. **外国籍住民　・・・・・・・・・・・・・・・・・　 26**
7. **犯罪被害者等への支援　・・・・・・・・・・・・　 29**
8. **ホームレス　・・・・・・・・・・・・・・・・・　 31**
9. **ＨＩＶ感染者やハンセン病回復者等　・・・・・・　 33**
10. **性的指向、性同一性障がい　・・・・・・・・・・　 35**
11. **個人情報の保護　・・・・・・・・・・・・・・・　 37**
12. **その他の人権課題　・・・・・・・・・・・・・・　 39**

**４　簡易版チェックリスト　・・・・・・・・・・・・・・・・ 40**

**５　人権に関する条約・法律等　・・・・・・・・・・・・・・　 41**

**６　関係機関・部署一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・　 44**

**１　はじめに**

**（１）手引き作成の趣旨**

* + 1. **手引きを作成した経緯**
* 近年、本市のホームページにおいて、人権侵害につながりかねない表現がそのまま掲載され、本来意図したこととは異なり、市民の誤解を招いたり、偏見や差別を助長するような事象が相次いで発生しました。これらの問題は、公募論文や記述式のアンケート調査結果などについて、その内容を十分に確認せず、そのままホームページに掲載したことによるものであり、大量の文書を容易に掲載できるインターネット環境において、人権に対する配慮が十分ではなく、また、チェック機能が働かなかったことなどが原因として考えられます。
* 本市行政への理解と信頼を確保するという情報発信の目的を達成するためには、今後このような事象が二度と起こらないように未然に防止していくことが不可欠です。
* 情報発信にあたっては、本来、市民の誤解を招くような表現は避ける必要がありますが、とくに人権問題に関わっては、その表現によって偏見や差別を助長・拡大させるばかりではなく、情報の受け手である市民に対する人権侵害を引き起こすことも考えられ、一層の注意が必要です。
* 今後、二度とこのような事象を引き起こさないように、人権の視点からの情報発信を職員一人ひとりが行えるようにならなくてはなりません。
* そのためには、人権研修等の機会を利用して、常に人権意識の高揚に努めることが重要ですが、さらに、日頃から情報発信の際に利用できるような手引きが必要であると考えました。
* 本書は、すべての職員の皆さんが、さまざまな人権課題に関連して施策を遂行し、情報発信する際の手引きとして作成しました。ぜひ、ご活用ください。

**②　人権の視点からの情報発信、その重要性**

* 本市は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」に基づき、大阪市を「人権が尊重されるまち」へと導くため、人権の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めることとしています。

**人権とは**

* 人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。
* いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障されるべきものであり、日本国憲法において、基本的人権の尊重は、国民主権や恒久平和とともに、三大原則の一つとして大きく掲げられています。
* 安心して生きる権利、自分で自由に考え意見を言う権利、仕事を自ら選び働く権利、教育を受ける権利や裁判を受ける権利など、人が生まれながらに持っている基本的で具体的な権利の総称です。
* 人はみな、すべての人の自由と権利を守り、住みやすい世の中を作るための義務を負い、自分の権利の濫用によって他の人の人権を損う権利はありません。

**人権の視点とは**

* 「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」では、「人権行政は何をめざしているのか」、「何をどのように改善するのか」を職員・市民に分かりやすく示すため、行政運営における人権尊重の視点を次の6つの観点から提起しています。

「伝える」（情報公開・広報）　「聴く・知る」（広聴）

「備える」（環境整備）　　　　「支える」（行政サービス）

「つながる」（協働）　　　　　「務める」（事業者としての責任）

・　情報公開や広報においては、先ほど述べた「人権の視点」のうちの「伝える」という観点から考え、正確で適切な情報をわかりやすく伝えるとともに、情報が得にくい市民にも行きわたるよう、工夫をしなければなりません。

* また、市民の市政への参加・参画を促進し、理解と信頼を確保するため、情報をガラス張りにする必要があります。
* 実際、大阪市は、広報紙、パンフレットなどの印刷物やホームページ等、窓口における市民対応などを通して、さまざまな情報を発信しています。情報を伝達する際の表現については、行政としての責任と社会的影響への配慮が必要です。
* 一方、私たちのもとには日々さまざまな市民の意見や声が届き、それらの多くは、行政文書として受信、処理され、行政サービスの提供へとつながっています。こうした情報の受信やその処理に際しても、個人情報の保護や人権の視点に配慮した対応が求められます。
* 行政の立場で情報を発信する場合は、中立性、公平性が求められますが、特に、偏った見地や固定的な考え方に基づく言葉、イラスト及び写真などによる表現を用いて情報を発信すると、それを受けた人々が誤った理解に及んだり、偏見や差別を助長することがあります。また、行政が発信する情報の中に、人を不快にさせるような表現があっては、市政への信頼を損なうばかりか、受け手を傷つけてしまうおそれがあります。
* 私たち大阪市職員は、情報発信にあたり、「人権の視点」からの表現の重要性を認識する必要があります。

**（２）手引きの使い方**

* この手引きは、どのような表現が人権の視点から必要とされているのか、どのような問題があるのかを、職員一人ひとりが考え、職場で話し合って結論を出していけるように構成されています。
	1. 人権の視点からの基本的な情報発信のあり方と具体例
	2. さまざまな人権課題の現況、情報発信のあり方と具体例
	3. 簡易版チェックリスト
	4. 人権に関する条約・法律等
	5. 関係機関・部署一覧
* この手引きを活用することによって、すべての大阪市職員がさまざまな人権課題についてより一層認識を深めて、人権の視点からの情報発信を常に心がけることを切に願います。



大阪市人権啓発マスコットキャラクター

**『にっこりーな』です！**

**どうぞよろしく！**

**２　人権の視点からの基本的な**

**情報発信のあり方と具体例**

**（１）わかりやすく**

* 役所の中でしか通用しない言葉や一般的でない外国語・カタカナ語は、わかりづらい言葉も多く、情報を得ようとする市民の気持ちを損ない、誤解を生むことになりかねません。
* だれもが正しく情報を得ることができるように、情報の受け手の立場に立って表現することが必要です。

**具体例１　受け手の立場を配慮していない言葉はないか**

* 役所の中でしか通用しない言葉や法律用語などをそのまま使う。

例：履行する、ご査収、遅滞なくなど

* 一般的でない外国語・カタカナ語を使う。

　　　　　　例：コンセンサス、リレーション、ファシリテータなど

**【なぜ問題なのか】**

* 役所言葉は、市民にとって意味がわかりづらい。また、流行語やカタカナ語などは、若者にとっては一般的な言葉であっても、年代が上がるにつれて認知されていないことがある。これらの表現を多用すると、伝えようとすることが伝わらず、受け手を限定するおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 役所言葉、法律用語、一般的でない外国語・カタカナ語、難解と思われる漢字は、できるだけ別の表現に言い換える。

「履行する」→「実施する」

「ご査収ください」→「よく確認して、受け取ってください」

「コンセンサス」→「合意・同意」

「リレーション」→「関係」

※言い換えの参照

国立国語研究所のＨＰで「外来語」言い換え提案が閲覧できます。

<http://www2.ninjal.ac.jp/gairaigo/>

* 言い換えができない場合は注釈などを記載する。

「ファシリテータ」→注釈を記載する

　　注釈：会議などにおいて、中立的な立場で議事進行を務め、合意形成や相互理解に向けて議論を調整する役割を負う人

* 絵文字（ピクトグラム）を使い、こどもや日本語を母語としない方を含め、だれにでもわかりやすく表示する。
* 漢字には情報の受け手に応じてルビ（ひらがな）を付ける。

**具体例２　人を不快にさせるおそれのある表現を使っていないか**

* 役割（世代・性別など）を固定するような表現
* 見下す表現
* 偏った価値観を押し付ける表現

**【なぜ問題なのか】**

* 行政が発信する情報の中に、人を不快にさせるような表現があっては、市政への信頼を損なうばかりか、受け手を傷つけてしまうおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* だれが見ても（読んでも）、不快にさせない表現に修正する。

**（２）情報の得にくい市民にも届くように**

* ホームページだけの情報発信や、ポスター・リーフレットだけの情報発信では、すべての人に平等な情報発信ができているとはいえません。だれもが容易に情報を受け取れる環境を整えることが必要です。

**具体例１　情報媒体が偏っていないか**

* 視覚媒体（リーフレット等による文字・絵図・写真）だけを情報伝達手段とする。
* ホームページでの情報発信の際に、ＰＤＦファイルを多用する。

**【なぜ問題なのか】**

* 視覚媒体や音声媒体などの情報媒体の中から、ひとつの媒体だけを選んで情報を発信してしまうと、その媒体を活用できる人にしか伝わらず、受け手を限定してしまい、高齢者や障がいのある人などに情報が伝わらない可能性もある。
* PＤＦ※１ファイルは、音声読み上げソフトに対応していないことがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 高齢者や視覚・聴覚に障がいのある人などに配慮し、ラジオ、ＳＰコード※２等の音声媒体、点字、手話等の多様な情報伝達手段を使うとともに、さまざまなメディアを活用する。

※１　PDF（Portable Document Format）

Adobe社が開発した文書表示用ファイル形式。コンピュータ画面上でシステムの違い（使用OSの

違い、使用フォントの違い）等に影響されず同一の文章表示を可能にする。PDFファイルを閲覧す

るためにはインターネット上で無料で配布されているAcrobat Distillerというアプリケーションを

使用する。作成する場合は、Acrobat DistillerやAcrobat PDF Writerというアプリケーションを

使用する。 ただし、PDFファイルは読み上げソフトに対応していないケースが多く、また検索に

かかりにくい等の理由から使用については配慮が必要である。

※２　ＳＰコード

紙面に四角の２次元コードをつけ、専用の読み上げ装置で読み取ると紙面の内容を音声で伝えるこ

とができる機能。 SP コード



**具体例２　デザイン性を過度に重視していないか**

* 極端に小さな文字（大きな文字）を使う。
* 同系色を用いたポスター・リーフレット

**【なぜ問題なのか】**

* デザイン性を過度に重視すると、何を伝えているのかがわかりづらく、重要な情報が伝わらないことがある。
* ポスター・リーフレットには、表現力を高めたり、わかりやすくしたりするために、多くの色が使われているが、これらの色はすべての人に同じように見えているわけではない。色づかいによっては文字が見えにくくなり、情報が伝わりにくくなることもある。

**【どのように対処するべきか】**

* 文字の大きさ（フォント）やバランスに配慮する。
* 色の違い（例、赤と緑の線）だけで選択するようなものにしない、あるいは、色のコントラストをはっきりさせるなど、色覚障がいのある人に配慮した色使いにする。



**（３）正確に・適切に**

* 行政が発信する情報は、市民の生活において、とても重要です。ただ単に誤りがなければそれでいいというわけではありません。
* だれもが同じように情報を理解し、生活に活用することができるよう、正確に・適切に伝えることが必要です。

**具体例　受け手によって解釈が異なるような表現はないか**

* 発信者の感覚に基づいたあいまいな表現を使う。

例：大きい、高い、検討する、速やかになど

* 文章が長く、主語と述語が隔てられている。文章の主語がはっきりしない。

**【なぜ問題なのか】**

* あいまいな表現・あやふやな表現のある文章は、内容が正確に伝わらず、誤解を生む場合がある。
* 正確に具体的に伝えようとして文章が長くなってしまうと、伝えるべき要点が分かりづらくなる。もちろん、要約しすぎると誤解のもとにもなりかねない。

**【どのように対処するべきか】**

* 誰に対して何を伝えるかを十分に考える。
* 具体的に、だれもが同じように理解できる表現を使う。

「大きい」→「○○ほどの大きさの□□」、「高い」→「○○ｃｍの□□」

「検討する」→「○月○日までに□□をする」

「速やかに」→「○月○日までに」

* 文章は、まず結論から書き、後から説明や理由を書く。
* 複数の内容を伝える文章は、箇条書きにする。

**（４）情報をガラス張りに**

* 行政が発信する情報は、だれもが知りたい情報を得ることのできるように、さまざまな手法で、迅速に、詳しく、透明性を確保して伝えていくことが大切であり、現在本市では、市政の見える化・オープン市役所の取組みを進めています。
* また、市政の推進に当たっては、これまでとは大きく違って、行政が作成した文書・資料だけではなく、同時に市民の声やアンケート調査結果など、市民からの様々な情報を発信していくことも多くなっています。
* 迅速な情報発信を優先するあまり、個人情報や差別を助長する表現の含まれる情報を発信してしまうことがありますので、厳重な注意が必要です。

**具体例１　公開できる情報をもれなく公開しているか**

* 施策の発端（きっかけ）から決定・実行までのプロセスを明らかにしないで情報を発信する。

　　　　　 　例：庁内会議の会議要旨、規則・要綱等を公開しない。

**【なぜ問題なのか】**

* 求めがあってから情報を公開するという姿勢は、情報の受け手から見ると消極的で、誤解を生むおそれもある。

**【どのように対処するべきか】**

* 市民の市政への参加・参画を促進し理解と信頼を確保するためには、情報をガラス張りにする。行政が説明責任を果たし、市民と情報を共有するためには、求めに応じて公開するのではなく、積極的に公開する。
* 市政の透明性を高め、市民の信頼を確保するため、施策の発端（きっかけ）から決定・実行までのプロセスをホームページで公表するなど、情報公開の徹底を図る。
* 市民が、本市の施策や事業などについて説明を求めている場合には、相手の立場や所属する団体に関わらず、ていねいに説明しなければならない。

**具体例２　公開してはいけない情報が含まれていないか**

* 個人情報を含む情報を公開する。
* 差別を助長する表現を含む情報を公開する。

**【なぜ問題なのか】**

* 誰にでも、自分の氏名や住所、年齢などの個人情報を無断で公開されない権利がある。これらの権利は基本的人権の一つである。
* 行政が差別を助長するような表現を公開していては、差別の解決に向けた取組みを進めることはできない。
* 昨今、情報公開の進展や行政手続きの透明性の確保の一環として、大量の文書や住民アンケート結果等の情報をホームページで一括公表する事例が多くなっている。たとえ大阪市が作成した文章でなくても、保有文書として大阪市が情報を公開する場合には、差別を助長する表現の含まれる情報や個人情報を発信してしまうことのないよう厳重な注意が必要である。

問題例：市民の声、アンケート結果の自由意見・自由回答、市民から寄せられた意見・提案などの内容を十分確認しないまま公表する。

* また、配偶者等からの暴力の防止、被害者保護の観点から、被害者等に係る情報の保護については、特に、十分な配慮が必要である。
* 公開する情報に、直接、個人情報や差別を助長する表現が含まれていなくても、その情報の使い方によって偏見や差別の助長につながると懸念される場合は、注意を喚起するなどの手立てを講じる必要がある。

**【どのように対処するべきか】**

* 情報公開においては、個人情報保護に十分配慮する。
* 社会的差別を助長するような表現はしない。
* 万一、公開文書等の作成過程で差別を助長するような表現があった場合は、すぐにその表現を削除したうえで、その表現にいたった経緯や原因などを調査して再発を防ぐための対策を立てる。
* 特に、市民からの情報を公開する場合は、行政が直接作成したものとは異なり、「市民からのものであり、なかなか手を入れにくい」といった意識が働きがちであり、大量の情報であったり判断や処理に時間の要することも多く、十分点検しないまま発信してしまうことのないよう、より入念な確認が必要である。
* これらの適切な取扱いには、単に情報発信すればよい、ということではなく、複数の職員で議論してチェックするなど、人権尊重・個人情報保護の立場をまず優先する必要がある。

**（１）女性**

**３　さまざまな人権課題の現況、**

**情報発信のあり方と具体例**

**①　女性をめぐる人権課題、その現況**

社会参加や就職の機会など、女性というだけで様々な活動に参画する機会が奪われることがあってはなりません。また、夫・パートナーなど親密な関係にある男性から女性に対する暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や職場等におけるセクシュアル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害であり、その根絶に向けた取組みと、被害者に対するきめ細かな支援が必要です。

* 男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、男女雇用機会均等法などによって、男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っており、このことが家庭や職場、地域において種々の男女差別を生む原因になっています。
* 女性の平均賃金が男性と比べて低いなど、男女間賃金格差は依然として存在しています。採用、配置、仕事配分、人事評価などの雇用管理の過程において、男女で異なった取扱いが行われることなどによって、男女間賃金格差が現れてきていると考えられています。
* また、夫やパートナーなど親密な関係にある男性から女性に対する暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（DV）や性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、重大な人権侵害行為は、近年、インターネットや携帯電話の普及によりその形態が多様化しています。また、女性から男性へのセクシュアル・ハラスメントなどのケースも生じています。こうしたさまざまな形態に応じて、的確に取り組むことがこれまで以上に強く求められます。
* 本市では、「女性が仕事や家庭・地域生活に参画し、男女がともにいきいきと暮らせるまち」を目標としています。

**②　女性に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 男女が人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会を実現させるためには、性別に関して、公平性、中立性を損なうことのない表現を心がけ、性別に基づくこれまでの固定観念にとらわれず、男女の多様なイメージを表現することが重要です。

**具体例１　男性または女性のどちらかに偏った表現はないか**

* 男性または女性のどちらかを代表させる言葉

例：保母、看護婦、オンブズマンなど

* リーフレットなどのイラストにおいて、登場人物の男女の人数などが、理由もなく極端に偏っている。

**【なぜ問題なのか】**

* 男女両性を対象にしているのに、一方の性のみが対象であるかのような印象を与える。
* 内容が男女双方に関することであるにも関らず、どちらかが想定されていないかのような表現を使うと、意図が正しく伝わらない。

**【どのように対処するべきか】**

* 男性または女性のどちらかを代表させる言葉は、両性を包括する言葉に変える。

「保母」→「保育士」

「看護婦」→「看護師」

「オンブズマン」→「オンブズパーソン」

* 人物を登場させる場合、男女の役割や人数等のバランスに気を配り、一方の性が特に強調されないようにする。

**具体例２　性別によるイメージを固定化した表現はないか**

* 男女の役割を固定し、男性を優位に置いて女性を蔑視する意味が含まれている言葉。　　例：主人、夫人、奥様、未亡人
* 家事、育児、介護をする役を女性だけに限定して描く。
* 営業や現場作業員を男性、秘書や受付係を女性として表現する。
* 名簿や出席者紹介において、常に男性を先にして、女性を後にする。
* 議長や施設長等のリーダーを、常に男性として描く。

**【なぜ問題なのか】**

* 男女差別は、男女の身体の構造の違いよりも、社会的に作り上げられた男女の固定的な役割分担意識による場合も多いと考えられる。男女差別につながるおそれがあるので、男女の役割を固定しない表現が求められる。
* 男性を中心的な存在、指導者的な立場として、女性を補助的な存在、従属的な立場として表現することにより、女性が男性よりも劣っているかのような誤った印象を与え、男女差別を助長する素地をつくることになる。

**【どのように対処するべきか】**

* 男女の役割を固定して、男女差別につながるおそれのある言葉は使わずに別の言葉を用いる。「主人」→「夫」、「夫人・奥様」→「妻」

「未亡人」→「夫に先立たれた人」

* 女性だけでなく、男性も家事、育児、介護などに関わる姿を描く。
* 男女が特定の職業・職種に偏らないように表現する。
* 名簿作成や出席者紹介などは、五十音順などの客観的な基準により行う。
* 議長や施設長等のリーダーを描く際は、男性だけでなく女性も描く。

**（２）こども**

**①　こどもをめぐる人権課題、その現況**

「いじめ」や「体罰」を苦に自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売して逮捕・・・。こどもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。こどもは一人の人間として最大限に尊重されなければなりません。

* 最近のこどもの「いじめ」の実態は、巧妙で、いじめの方法、手段も次第にエスカレートしていく傾向にあるなど、執拗・陰湿なケースが増えています。「いじめ」はそれが原因で自殺や殺傷事件などに至る場合があり、重大な人権侵害です。
* 教職員による児童生徒への体罰については、学校教育法で禁止されている決して許されない行為であるにもかかわらず、後を絶たない状況にあります。体罰は、違法行為であるのみならず児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えます。また、児童生徒に、力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生むおそれがあります。
* また、昨今、親等がこどもを虐待し、中には死に至らしめるという痛ましい事件が全国的に発生しています。虐待には、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト（育児放棄）があり、こどもの健全な成長を阻害し、心身の傷はこどもの将来に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。
* 児童買春やインターネット上における児童ポルノの氾濫など、性的搾取（さくしゅ）に関わる深刻な問題が発生しています。
* 本市では、次世代育成支援行動計画（後期計画）において「こどもたちの笑顔と個性が輝く、子育てしたいまち」を目標としています。

**②　こどもに関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 近年、親等がこどもを虐待したり、学校での体罰やいじめによる自殺が発生するなど、こどもが被害者になる事件の報道が多くなっています。
* すべてのこどもは、かけがえのない存在であり、人としての尊厳を生まれながらにして有しています。こどもの尊厳を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人全体の責務です。
* こどもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。こどもには大人と同じ人権があることを認識したうえで、表現することを心がけなければなりません。

**具体例１　こどもを蔑称で呼ぶ表現はないか**

* こどもに対する蔑称（さげすんで言う呼び名）を使う。

例：ガキ、小僧、小娘、坊主など

　※「坊主」は親しみをもって使われる場合もある。

**【なぜ問題なのか】**

* こどもは、大人と同じように、感情を持っている。非力なために「ガキ」などと大人に蔑称で呼ばれても言い返せないが、心は傷ついている。
* また、このようにこどもを蔑称で呼ぶことにより、こどもの人権を軽んじ、体罰やネグレクトなどによる児童虐待の素地をつくる可能性があると考えられる。

**【どのように対処するべきか】**

* こどもに対する蔑称は使わず、言い換える。

「ガキ・小僧・小娘・坊主」→「こども・児童」

**具体例２　こどもへの体罰を容認する内容につながっていないか**

* こどもへの体罰を、しつけの一環として正当化する

例：悪さをするこどもは、どついて直さなあかん。

こどもは、言ってわからなければ、殴るしかない。

**【なぜ問題なのか】**

* こどもをしつけるためには、じっくり、何度も、説明し続けなければならない場合もある。こどものテンポに合わせられず、暴力を使っていうことをきかそうとすることは、こどもをしつけることにはつながらず、逆に恐怖心を与えて、健やかな生育を阻んでしまう。
* また、「しつけ」と称した体罰によるこどもの死亡事件が起きており、このような、体罰を容認する表現をしてはならない。

**【どのように対処するべきか】**

* いかなる理由であっても、体罰を容認するような表現はしない。



**（３）高齢者**

**①　高齢者をめぐる人権課題、その現況**

介護の際に虐待を受けた、悪質商法で被害を受けた、などの事案が発生しています。豊かな知識と経験をもとに、まだまだ社会に貢献したい、地域の人たちと交流し、趣味を楽しみたい・・・。高齢者がいきいきと暮らせる社会の実現をめざして、高齢者についての理解を深め、高齢者を大切にする心を育てる必要があります。

* わが国における平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化は急速に進んでおり、平成25（2013）年には、すでに国民の約４人に１人が６５歳以上の高齢者になっています。
* これに伴って、病気等のために介護を必要としている高齢者に対する介護者からの心理的虐待、高齢者に対する就労差別、あるいは、高齢者の不動産や預貯金をその家族等が無断で名義変更するなどの経済的虐待といった高齢者の人権問題が、大きな社会問題として注目を浴びつつあります。
* 大阪市は、一人暮らしの高齢者の割合が非常に高く、高齢者虐待の通報件数が増加傾向にあり、地域の力を活用して高齢者を支援するネットワークづくりが求められています。
* 本市では、「高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自立した生活を安心して営み、長寿化した人生を健康でいきいきと豊かに尊厳をもって暮らすことのできる社会の実現」を目指しています。

**②　高齢者に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* わが国では、高齢者に対して「年長者」として尊敬する文化がある一方、高齢者を軽んじ、侮辱する言葉があるなど、高齢者の人権が尊重されていない面もあります。
* 高齢者の年齢幅は非常に大きく、その価値観や生活様式、考え方や健康状態も様々で、高齢者を一様に考えることなく、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

**具体例１ 高齢者を否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか**

* 病気などを否定的なイメージでとらえた表現

例：「老人性痴呆」「ボケ」

* 高齢者を蔑視した表現

**【なぜ問題なのか】**

* 病気などを示す用語には、これまで否定的なイメージの言葉が使われていた。これらの言葉は、介護を必要とする高齢者への差別を助長するおそれがある。また、高齢者は皆、融通がきかず、能力が衰え、役に立たない、などといった誤った意識が根づいてしまいかねない。

**【どのように対処するべきか】**

* 否定的な用語は使用しないで、言い換える。

「老人性痴呆」→「認知症」

「ボケ」→「物忘れ」

**具体例２ 高齢者のイメージを固定化した表現を使っていないか**

* 高齢者を固定的なイメージで表現している。

例：高齢者を腰が曲がり杖をついた姿で描く。

高齢者女性をつねに、和服姿で描く。

高齢者が活動している姿としてゲートボールや盆栽ばかりを描く。

**【なぜ問題なのか】**

* 高齢者の生活のあり方は、人それぞれによって多様であるが、高齢者に対する固定的なイメージが累積することにより、高齢者の可能性を否定し、単なる社会的弱者とみなしてしまう偏見を助長するおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 高齢者が積極的に活動している姿を描く。
* 高齢者の服装や活動の内容を多様な形で描く。



**（４）障がいのある人**

**①　障がいのある人をめぐる人権課題、その現況**

障がいのある人が車いすでの乗車を拒否されたり、アパートの入居を断られる事案が発生しています。また、障がいのある人が、養護する人や、施設職員、事業主等の使用者から、虐待を受けることもあります。障がいのある人に対する理解や配慮が必要です。

* 障害者基本法において、「全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現する」という基本理念が謳われています。
* しかし、現実には、車いすでの乗車やアパートへの入居を拒否される事案や、偏見や差別により就職や結婚に際して不利益を被る事案が発生するなど、人権が十分に尊重されていない場合もあります。
* また、障がいのある人が他者からの不適切な扱いにより人権を侵害される「障がい者虐待」が起きています。虐待には、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト（保護放棄）、性的虐待、経済的虐待があります。
* 本市では、障害者基本法の理念に基づき、「誰もが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現」を目標としています。

**②　障がいのある人に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* わが国では、障がいのある人に対して、その人たちの気持ちを考えることなく付けられた呼称が数多く存在しており、その中には、障がいや病気についてマイナスイメージを植え付けるものもあります。
* また、障がいのある人は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）など、その障がいの程度・状態はさまざまであり、年齢層も、こどもから高齢者まで非常に幅広いことから、これらの人たちを一様にとらえることなく、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

**具体例１ 障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現を**

**使っていないか**

* 障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現

例：「精神分裂症」、「精神薄弱」

・　障がいのある人を固定的なイメージで表現している。

例：イラストや文章で、障がいのある人が常に保護される姿などで描く。

**【なぜ問題なのか】**

* 障がい、病気などを示す用語の一部には、これまで否定的なイメージの言葉が使われていた。これらの言葉は、障がいのある人や病気を患っている人に対するマイナスイメージを植えつけ、差別を助長するおそれがある。
* 障がいのあることに対するマイナスイメージを固定化することにより、偏見を助長するおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 障がい、病気などに関する否定的な用語は使用せず、新たな用語に言い換える。

「精神分裂病」→「統合失調症」

「精神薄弱」→「知的障がい」

* 障がいの種類、程度、状態は個々さまざまであり、それぞれを個人としてとらえる事が必要。

**具体例２　身体的な比喩（ひゆ）表現・慣用句を使っていないか**

* 身体的な比喩表現や慣用句

例：「片手落ち」、「白い目で見る」

**【なぜ問題なのか】**

* 身体的な比喩表現や慣用句は多く存在し、日常的によく使われているが、障がいのある人に不快感・疎外感を与える場合もある。

**【どのように対処するべきか】**

* 身体的な比喩表現や慣用句は、できるだけ使用しない。

「片手落ち」→「不公平、一方的」

「白い目で見る」→「冷淡な態度をとる、嫌悪する」



**①　同和問題、その現況**

**（５）同和問題**

「あの人は同和地区出身だから・・・」などとして、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりするなどの事案やインターネット上の差別的な書き込み

が後を絶ちません。また、不動産の売買に関連した土地差別調査事件、戸籍謄本等の不正取得事件も発覚しています。同和問題の解決に向けて、差別意識の解消のための取組みが必要です。

* 同和問題は、日本社会の歴史的な過程において形づくられた身分差別により、長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態におかれ、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていない深刻で重大な人権問題です。
* 本市では、同和問題を人間の自由と平等に関する問題であり、憲法により保障された基本的人権に関わる重要な問題と受け止め、その解決を市政の重要な課題として位置付けて、これまで国の特別措置法に基づき同和対策事業を実施してきた結果、同和地区の生活環境は大きく改善され、市民の人権意識も高まるなど、同和問題は解決に向けて大きく進みました。平成13年度末の特別措置法失効後は、残された課題の解決に向けて、一般施策により取組みを進めています。
* しかしながら、今日なお、同和問題は解決に至っていません。本市の「人権問題に関する市民意識調査」結果からも、結婚に際して「相手が同和地区かどうか」を気にしたり、住宅を選ぶ際の同和地区に対する忌避意識や、同和地区の住民だけが優遇されているという逆差別意識が根強く残っている状況が明らかになりました。また、差別的発言や落書き、インターネット上の差別的な書き込みや、土地差別につながるような調査や問い合わせ、戸籍謄本等の不正取得が依然として行われるなど、差別意識の解消は十分に進んでいるとは言えない状況にあります。
* 本市では、同和問題の一日も早い解決に向けて、人権侵害からの救済のための相談の実施をはじめ、差別意識の解消に向けた人権教育・啓発の推進や交流促進に取り組むなど、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに努めています。

**②　同和問題に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 同和問題の解決には、今日も残る差別意識の解消に向けた取組みが重要です。そうした中で、部落差別の温存、助長につながる表現をしてはなりません。
* 本市が作成した情報ではなくとも、歴史的資料などには、差別的な表現を用いているものもあり、市民や企業を対象としたアンケート調査では、調査票の自由記述欄などに、回答者の意見として、そのような表現が含まれている場合もあります。これらをそのまま公開した場合は、同和問題に関する誤解、偏見を招き、差別を助長するおそれがあるので、公開の前に十分な点検が必要です。

**具体例　同和問題に関する誤解、偏見につながる表現はないか**

* 必然性もなく同和地区名を記載する。
* 「同和地区」や「同和問題」の使用に際して、マイナスイメージを抱かせるような表現をする。
* 歴史的資料等における部落差別に関する賤称語（身分をいやしめる言葉）、その他同和問題について誤解や偏見につながる言葉を使う。

**【なぜ問題なのか】**

* 同和地区名を記載し、その地区のイメージを損なうことは、同和問題の解決をより一層遅らせ、差別を助長することにつながる。また、単に同和地区名を記載したり口頭で告げたりするだけであっても、今なお差別意識が残っているという状況から、結婚差別や就職差別の目的でその情報が使用されてしまうおそれがあると考えられる。
* 歴史的資料等における部落差別に関する賤称語等の表現は、同和問題に関する誤解、偏見を招き、差別を助長するおそれがある。
* 同和地区の表記や賤称語が使用されていなくとも、前後の文脈や使用方法によっては、同和問題に対する誤解や偏見を助長する場合がある。

**【どのように対処するべきか】**

* 同和地区名については表示しない。例外的に表示する場合は、その必要性、妥当性、社会的許容性を十分に精査しなければならない。
* 特定の地域を貶めるような表現は、当該地域のマイナスイメージを拡散し、差別を助長することにつながるので、削除する。
* 歴史的資料や文献からの引用にあたっては、偏見や差別につながるおそれのある賤称語等の表現は、適切な注釈や解説を付記する。

**①　外国籍住民※1をめぐる人権課題、その現況**

**（６）外国籍住民**

外国籍住民であることを理由に、アパートへの入居や公衆浴場での入浴を拒否される事案が発生しています。外国籍住民の生活習慣等を理解・尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。

* 大阪市には、韓国・朝鮮籍の住民をはじめ、多くの外国籍住民が住んでいます。市域に居住する外国人住民※2の国籍・地域の数は133にも及び、そのうち約63％が韓国・朝鮮籍、約25％が中国籍となっています。近年では新たに来日する外国籍住民が増加し、文化的・歴史的背景等も多様化しており、言語、宗教、習慣等の違いから、さまざまな人権問題が発生しています。
* 例えば、家主や仲介業者の意向により、外国籍住民にはアパートなどに入居させないという差別的取り扱いがなされたり、公衆浴場において外国籍住民の入浴マナーが悪いとして一律に外国籍住民の入浴を拒否するといった事案が生じています。また、外国籍住民が言葉の問題で行政サービスを受けられなかったり、差別等で不利益を被ることがないようにする必要があります。
* 本市では、国籍や民族などの違いにかかわらず、一人ひとりがそれぞれの違いを認め合い、理解を深め、ともに社会の一員として暮らし、そして活躍できる多文化共生社会の実現に向け、外国籍住民施策を推進しています。

※1　外国籍住民

本市においては、施策・事業等の対象者として、大阪市内に居住されている方で、現在の国籍が外国籍である人だけではなく外国にルーツを持つ人を総称して「外国籍住民」と表現している。

※2　外国人住民

住民基本台帳法では、市町村の区域内に住所を有する者のうち、日本の国籍を有しない者で同法により定める者を「外国人住民」としている。

**②　外国籍住民に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 外国籍住民に関しては、互いの文化を尊重し、偏見や差別をなくしていく必要があります。
* 互いの文化を尊重し、受容する態度をはぐくむことを考え、国籍や民族の違いによる差別を助長するような表現を排除し、外国籍住民の受け止め方を考えて、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。
* 外国籍住民には、多言語で情報を発信していくことが望ましいが、外国籍住民が使っているすべての言葉を多言語で対応することは難しい。日本語に慣れていない方でも、やさしい日本語※を使用すれば、理解できることがあります。多言語化とともに、やさしい日本語や絵文字を使用した情報発信を心がけましょう。
	+ - やさしい日本語

普段使われている言葉を外国籍住民にも理解できるように配慮した、簡単な日本語のこと

愛知県地域振興部国際課多文化共生推進室発行の「『やさしい日本語』の手引き｣が参考になります。

<http://www.pref.aichi.jp/kokusai/easyjapanese/tebiki.pdf>

**具体例１ 民族、国、外国籍住民を固定的なイメージで描いた表現はないか**

* 国や民族を描く際に、固定的なイメージを強調して描く。
* ある国を描く際に、特定の民族の衣装、髪型、顔の特徴を強調するイラストでその国を代表させてしまう。

**【なぜ問題なのか】**

* 世界の多くの国では、国内に複数の民族や宗教が存在している。類型的・一面的なイメージで国や民族を代表させてしまうことにより、国や民族についての正しい国際理解を損ねるおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 外国籍住民を描く場合には、できるだけ多様な民族構成で描くように努める。
* 特定の国や民族を描く場合には、関係者の意見を聴くなど十分に調査し、偏った表現にならないようにする。

**具体例２　民族、国、地域、外国籍住民などに対する差別的表現はないか**

* 民族、国、地域などの名称で、その国の人々にとって差別的な意味を含んでいたり、不快感を与えるもの
* 生活習慣（特に食文化）の違いに対する、否定的な表現

**【なぜ問題なのか】**

* 民族、国、地域などの名称の中には、その民族やその国・地域に住む人にとっては、差別的な意味を含んでいたり、歴史的な経緯により不愉快に受け止められるものがある。
* 食文化などの生活習慣は、民族や地域により異なるものであり、互いに尊重し合う必要がある。生活習慣が違うことを悪いことであるかのように表現することは、外国籍住民を蔑視し、差別することにつながる。

**【どのように対処するべきか】**

* 民族、国、地域などの名称は、正式な名称を使う。
* 外国籍住民に対する差別的表現は使用しない。
* 外国籍住民の生活習慣を尊重し、否定的な表現はしない。

**①　犯罪被害者等をめぐる人権課題、その現況**

**（７）犯罪被害者等への支援**

犯罪被害者やその家族（犯罪被害者等）は、直接的な被害のほかに、いわれのないうわさや中傷により傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりするなどの二次的な被害を受けることがあります。犯罪被害者等の人権に配慮することが必要です。

* 近年、犯罪被害者等の人権に対する社会的関心が高まっています。
* 犯罪被害者等は、犯罪そのものやその後の後遺症によって、精神的、経済的に苦しんでいるにもかかわらず、追い打ちをかけるように、興味本位のうわさや心ない中傷などにより名誉が毀損されたり、心理的被害や捜査・裁判時の負担、過剰報道により、私生活の平穏が脅かされるなどの二次的な被害の問題も指摘されています。
* 大阪市における刑法犯認知件数は、平成25年（2013）年中には63,213件発生しており、殺人・強盗などの凶悪犯は505件、暴行、傷害などの粗暴犯は3,348件に上っています。
* 本市では、「私たちにできること」をキーワードとして、犯罪被害者等への支援に関する啓発や犯罪被害に対する正しい理解の促進に努めています。

**②　犯罪被害者等に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 犯罪被害者等が被害から立ち直り、地域において再び平穏に暮らせるようになるためには、犯罪被害者等の人権に対する地域の人々の理解と配慮、協力は欠かすことができないものであり、犯罪被害者等への理解を深めて、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

**具体例１　犯罪被害者等へのマイナスイメージとなる表現はないか**

* 十分な情報がない段階で、犯罪被害者に落ち度があったと思わせる情報や、加害者による一方的な犯罪被害者の情報をそのまま使った表現をする。

**【なぜ問題なのか】**

* 犯罪被害者等は、犯罪を受けた被害だけではなく、周囲の誤解や中傷による精神的苦痛を感じている可能性が高い。十分な情報や見識もなしに、被害者に落ち度があったと思わせたり、誤った情報を使うことは、精神的苦痛をさらに大きくすることにつながりかねない。

**【どのように対処するべきか】**

* 被害者側に落ち度があると思わせる情報や、不正確な情報を用いて表現することはしない。

**具体例２　犯罪被害者等へ不用意に意見を述べていないか**

* 「犯罪被害者にも落ち度があった」「忘れて、これからのことを考えろ」「あなたが頑張るしかない」などと意見する。

**【なぜ問題なのか】**

* 犯罪被害者等は、犯罪を受けた被害だけではなく、周囲の誤解や中傷による精神的苦痛を感じている可能性が高い。十分な情報や見識もなしに、不用意に意見することは、精神的苦痛をさらに大きくすることにつながりかねない。

**【どのように対処するべきか】**

* 犯罪被害者等に対応する際には、正確な情報の把握に努めて、相手の立場を考えた表現を行う。

**（８）ホームレス**

**①　ホームレスをめぐる人権課題、その現況**

様々な事情から、公園、道路、駅舎などでの生活を余儀なくされる人々がいます。こうしたホームレスの人々への偏見や差別が少なくありません。
　また、ホームレスの人々に対する暴力事件などもたびたび発生し、生命を奪うといった凶悪な犯罪も起こっています。その根底にはホームレスの人々を軽視する意識があります。
　このような意識を変えていくためには、「ホームレスの人々もホームレス以外の人々も等しく人権が尊重されなければならない」という当然のことを一人ひとりが認識する必要があります。

* わが国では、バブル経済崩壊後の景気低迷が深刻化した平成８（１９９６）年ごろから大都市を中心にホームレス状態にある人が急増し、大きな社会問題になりました。
* 自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が多数存在し、嫌がらせや暴行を受けるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。
* ホームレスをめぐる問題は、就労意欲はあるが仕事がなく失業状態にあること、医療や福祉等の援護が必要なことなど、様々な社会的、経済的要因が複合しています。
* 廃品回収等「何らかの仕事をしている人」が62.9％(平成24（２０１２）年1月全国実態調査・大阪市分)という現実はあまり知られることがないため、「怠け者」といった偏見が強く、嫌がらせや暴力、生命を奪うといった凶悪な犯罪が起こるなど、ホームレスに対する人権侵害の問題が起こっています。
* 本市においては、ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めるように支援することを基本として、基本的人権を尊重し地域社会の理解と協力を得ながら、就労支援をはじめとする総合的なホームレスの自立支援を進めています。
	+ 1. **ホームレスに関する人権の視点からの情報発信のあり方**
* 大阪市のホームレス数は、施策の効果等によって平成11（１９９９）年ごろをピークに減少していますが、自立の意思がありながら、やむを得ない事情でホームレスとなり、健康で文化的な生活ができない人々が存在します。ホームレスを軽視することなく、全ての人の人権は等しく尊重されるとの視点が大切です。
* ホームレスの自立に向けた取組みを進めている中で、偏見につながるような表現となっていないか、ホームレスに関して誤解を招く情報を発信していないか注意することが必要です。

**具体例　 ホームレスに関する誤解、偏見につながる表現を**

**使っていないか**

* ホームレスへの嫌がらせを助長するような表現を用いるなど、ホームレスについて誤解や偏見につながる表現や言葉を使う。

**【なぜ問題なのか】**

* ホームレスを軽視する意識の肯定につながり、ホームレスに対する暴力事件の要因にもなる。
* また、ホームレスを社会から疎外し、ホームレスの自立への意欲を失わせ、ホームレス問題の解決を遅らせることにつながる。

**【どの様に対処するべきか】**

* 表現や言葉の使用がホームレスに関する誤解や偏見に繋がっていないか、ホームレスもホームレス以外の人々も等しく人権が尊重されるという視点で対処することが重要である。

**（９）HIV感染者※1やハンセン病回復者※2等**

**①　HIV感染者やハンセン病回復者等をめぐる人権課題、その現況**

ハンセン病回復者であることを理由とする宿泊拒否事件が発生しています。患者・回復者・家族の方々などが偏見や差別に苦しむことがないよう、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。

* 現在、わが国では、HIV感染症やハンセン病などの感染症に対する正しい知識と理解が十分ではない状況にあります。
* エイズの原因ウイルスであるHIVは、性的接触に留意すれば、日常生活で感染する可能性はほとんどありません。
* ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、感染したとしても発症することはきわめてまれです。万一発症しても、現在では早期治療により後遺症も残りません。
* しかしながら、今なお、誤った認識や偏見が存在していることから、ホテルにおいて、ハンセン病回復者であることを理由とする宿泊拒否事件が発生するなど、さまざまな場面で、差別やプライバシーの侵害などを受ける問題が起きています。

**②　HIV感染者やハンセン病回復者等に関する**

**人権の視点からの情報発信のあり方**

* 感染力の弱い感染症の患者・回復者等は、通常の生活では感染することがないのにもかかわらず、周囲の人々の誤った知識や偏見などにより、日常生活、職場、医療現場などで差別を受ける問題が生じています。そのため、表向きには患者・回復者等であることを隠す人もいると考えられます。
* これらの人々が偏見や差別に苦しむことがないよう、まず、感染症に対する正しい知識と理解が必要です。そのうえで、それぞれの疾患の特徴をしっかりと理解し、人権に配慮した表現を心がけることが必要です。

※1　HIV感染者

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因ウイルスであるHIV＝human immunodeficiency　virus（ヒト免疫不全ウイルス）に感染した人のこと

エイズはHIV感染による免疫力の低下によって発症する様々な病気の総称（症候群）であり、HIVは性的接触などから感染することが多い。感染を防ぐための正しい知識を得たうえで、日常生活を送る限り感染を恐れる必要はなく、近年では、医療の進歩によって、エイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能になってきている。

※2　ハンセン病回復者

ハンセン病を発症し、回復した人のこと

ハンセン病はらい菌の感染によって起こる慢性の感染症で皮膚・末梢神経などに病変があらわれ、感染力はきわめて弱い病気である。かつては不治の病とされたが、現在は治療法が確立している。隔離する必要は全くないにもかかわらず、患者の外見上の特徴などから特殊な病気として扱われ、古くから隔離政策がとられていた。

昭和３０年代に至り、これまでの認識誤りが明白となった後も、隔離政策は依然として改められず、ようやく平成8（１９９６）年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されて隔離政策は終結し、平成21（２００９）年にハンセン病回復者の福祉の増進、名誉の回復等を目的とする「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されたが、これらの人々は、長期間に及ぶ隔離などにより、病気が完治した後も、社会復帰が困難な状況にある。

**具体例　疾患に対する誤解や偏見につながる表現を使っていないか**

* 疾患について誤った情報を流す。

例： ○○は、空気感染するので、感染者に近寄ってはならない。

**【なぜ問題なのか】**

* 例えば、ＨＩＶは、主に性的接触により感染するものであり、空気感染することはない。誤った情報は、人々の患者等に対する忌避意識を生じさせ、感染者や患者に対する偏見や差別につながる。

**【どのように対処するべきか】**

* 患者や病気等に関する表現をする際は、その疾患に関する正しい知識を得たうえで、誤った表現をしないように注意する。

**（１０）性的指向、性同一性障がい**

**①　性的指向、性同一性障がいをめぐる人権課題、その現況**

（性的指向）「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

（性同一性障がい）からだの性とこころの性との不一致に悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされたりして苦しんでいる人々がいます。性同一性障がいを理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

※指標を入れられるようなら、入れる

* 性的指向とは、人の性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念をいいます。具体的には、性愛の対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシャル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシャル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシャル）を指します。同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるが為に正常と思われず、根強い偏見や差別に苦しんでいる人々がいます。また、場合によっては職場を追われることさえあります。
* 性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態を言います。性同一性障がいのある人々は、社会の中で偏見の目にさらされ、昇進が妨げられたりするなどの差別を受けてきました。
* このような同性愛者、両性愛者、性同一性障がいのある人などのことを「ＬＧＢＴ※」といい、性のあり方が多数派とは異なる面がある人々のことを性的少数者といいます。

※　ＬＧＢＴ

「Ｌ」はレズビアン（女性同性愛者）、「Ｇ」はゲイ（男性同性愛者）、「Ｂ」はバイセクシュアル（両性愛者）、「Ｔ」はトランスジェンダー（性別越境者）の頭文字をとった略語

* 同性愛者、両性愛者や性同一性障がいなどの性的少数者は、軽蔑的な言動を受けて苦しんでいる人々もいることから、これらの人々に対する偏見や差別をなくし、人権擁護を図るための啓発活動を推進する必要があります。

**②　性的指向、性同一性障がいに関する**

**人権の視点からの情報発信のあり方**

* このような性的指向等を理由とする差別については、現在では、不当なことであるという認識が広がりつつありますが、いまだに偏見や差別が残っています。性的少数者に対しては、まず、偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。それぞれについてしっかりと理解して、人権に配慮した表現を心がけることが必要です。

**具体例　性的少数者に対する配慮のない表現を使っていないか**

* 性同一性障がいの人など性的少数者がいることを考えていない表現
* 結婚して、こどもを育てるのが当たり前のような表現

**【なぜ問題なのか】**

* これまで、性的少数者について十分な理解がされていなかったため、「結婚してこどもを育てる」ことが一般的なライフパターンとして、当然のように表現されてきたが、性的少数者はそのような表現に接するたびに、疎外感を感じている。
* また、そのような表現をし続けることにより、性的少数者への認識や理解が進まず、差別が温存されるおそれがある。

**【どのように対処するべきか】**

* 性同一性障がいの人など性的少数者がいることも考え、性別を強調するような表現はしない。
* これまでのような、結婚してこどもを育てるという、一般的なライフパターン以外はまちがっているかのような表現はしない。

**（１１）個人情報の保護**

**①　個人情報の保護、その現況**

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報を取り扱う行政機関や事業者には、適切な方法での取得や漏えい防止などの義務があります。しかし、個人情報の漏えい事案は後を絶ちません。

* わが国においては、「個人情報の保護に関する法律」が施行され、行政機関はもとより、事業者にも個人情報の適正な取扱いが義務付けられました。
* 本市においては「大阪市個人情報保護条例」のもとで、「個人情報取扱指針」を策定しましたが、個人情報を含む文書の誤発送や紛失など、依然として個人情報の漏えい事案が後を絶ちません。
* また、個人情報を取り扱う事業者にも、適切な方法での取得や漏えい防止などの義務がありますが、同様に漏えい事案が後を絶ちません。
* 一方で、必要とされる個人情報が提供されないといった過剰反応も起こっています。
* 本市としては、個人情報を「守って活かすために」、その保護と活用の両面に配慮することを目標としています。

**②　個人情報の保護に関する人権の視点からの情報発信のあり方**

* 情報化が進み、個人情報を利用した様々なサービスが提供され、便利になった反面、個人情報が不正に取り扱われると、取り返しのつかない被害を及ぼすおそれがあります。本市では「大阪市個人情報保護条例」のもとで、「個人情報取扱指針」を策定しており、同指針にのっとって、個人情報を保護することが必要です。

**具体例　肖像権・プライバシーを侵害していないか**

* 本人の承諾なしに、個人が特定できるような写真をパンフレットやホームページ等に掲載する。
* 本人の承諾なしに、個人の住所、年齢などの個人情報を報告書やホームページ等に掲載する。

**【なぜ問題なのか】**

* 誰にでも、自分の肖像や住所、年齢などの個人情報を無断で公開されない権利がある。これらの権利は、現在では基本的な人権の一つとみなされている。

**【どのように対処するべきか】**

* 個人が特定できる写真などを掲載する場合は、原則として本人の承諾を得る。
* 個人情報は、個人情報保護条例の趣旨に沿って慎重に取り扱う。



**（１２）その他の人権課題**

**アイヌの人々に対する人権課題**

* アイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚等において偏見や差別が依然として存在しています。アイヌの人々に対する理解と認識を深めることが必要です。

**刑を終えて出所した人やその家族**

* 刑を終えて出所した人やその家族に対する就職差別等が発生しています。これらの人の社会復帰のためには、本人の強い更生意欲と併せて、周りの人々の理解と協力が必要です。

**北朝鮮当局によって拉致（らち）された被害者等**

* 拉致問題は、わが国の重大な国民的問題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

**インターネットによる人権侵害**

* インターネット上においては、匿名による書き込みが可能なことを悪用して、個人の名誉やプライバシーを侵害するなどの種々の人権問題が起きています。インターネットを正しく使用し、人権侵害をなくすことが必要です。

**人身取引（トラフィッキング）**

* 性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引（トラフィッキング）は、重大な犯罪であり、基本的人権を侵害する深刻な問題です。

**東日本大震災に起因する人権課題**

* 東日本大震災により、仮設住宅等において様々な人権問題が発生するとともに、福島第一原子力発電所事故による放射性物質の外部放出に伴い、周辺住民が避難先において風評に基づく差別的取扱いを受けるなど、看過できない事態が発生しています。

**【どのように対処するべきか】**

* これらの人権課題への理解を深めて、差別を助長するような表現を排除し、人権の視点からの情報発信を行うことが必要です。

**４　簡易版チェックリスト**

情報発信においては、市民の誤解を招くような表現や偏見や差別を助長・拡大させる表現は避けなければなりません。人権侵害を引き起さないためにも、下記項目のチェックを必ず行いましょう。

**①　文章等の作成時**

□ 役所の中でしか通用しない言葉や法律用語などをそのまま使っていないか。

□ 一般的でない外国語・カタカナ語を使っていないか。

□ 人を不快にさせるおそれのある表現を使っていないか。

□ 情報媒体が偏っていないか。

□ デザイン性を過度に重視していないか。

□ 受け手によって解釈が異なるような表現はないか。

□ 公開できる情報をもれなく公開しているか。

□ 公開してはいけない情報が含まれていないか。

□ 男性または女性のどちらかに偏った表現はないか。

□ 性別によるイメージを固定化した表現はないか。

□ こどもを蔑称で呼ぶ表現はないか。

□ こどもへの体罰を容認する内容につながっていないか。

□ 高齢者を否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか。

□ 高齢者のイメージを固定化した表現を使っていないか。

□ 障がいなどを否定的なイメージでとらえた表現を使っていないか。

□ 身体的な比喩表現・慣用句を使っていないか。

□ 同和問題に関する誤解、偏見につながる表現はないか。

□ 民族、国、外国籍住民を固定的なイメージで描いた表現はないか。

□ 民族、国、地域、外国籍住民などに対する差別的表現はないか。

□ 犯罪被害者等へのマイナスイメージとなる表現はないか。

□ 犯罪被害者等へ不用意に意見を述べていないか。

□ ホームレスに関する誤解、偏見につながる表現を使っていないか。

□ 疾患に対する誤解や偏見につながる表現を使っていないか。

□ 性的少数者に対する配慮のない表現を使っていないか。

□ 肖像権・プライバシーを侵害していないか。

**②　発信時**

□ どのような立場の人が見ても（聞いても）、不快感、疎外感のない表現になっているか。

□ 再度、複数の人間でチェックしたか。

□ 情報発信ガイドラインに沿って、再度チェックしたか。

**③　迷ったときの対処**

□ 職場内で、十分に議論したか。

（関係課・関係機関に問い合わせる前に、まず職場内で考える。）

□ 関係課・関係機関などの意見を聴いたか。

**５　人権に関する条約・法律等**

|  |
| --- |
| **人権全般** |
| 国際 | ・ | [国際連合憲章（国連憲章）](http://www.unic.or.jp/info/un/charter/) |
| ・ | [世界人権宣言](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html) |
| ・・ | [経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2b_001.html)[市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kiyaku/2c_001.html) |
| ・ | [国連「人権教育のための世界計画」](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/kyoiku/index.html) |
| ・ | [難民の地位に関する条約（難民条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/pamph/nanmin.html) |
| ・ | [あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/) |
| ・ | [拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約（拷問等禁止条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/index.html) |
| 国内 | ・ | [日本国憲法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=321CONSTITUTION) |
| ・ | [人権教育及び人権啓発の推進に関する法律](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/siryo/1318152.htm) |
| ・ | [人権教育・啓発に関する基本計画](http://www.moj.go.jp/JINKEN/JINKEN83/jinken83.html) |
| ・ | [大阪市人権尊重の社会づくり条例](http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000004478.html) |
| **女性** |
| 条約 | ・ | [婦人の参政権に関する条約](http://www.jinken-library.jp/daiboken/contents/link/sanseiken.html) |
| ・ | [女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html) |
| ・ | [人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約](http://www.jinken-library.jp/daiboken/contents/link/jinshinbaibai.html) |
| 法律 | ・ | [男女共同参画社会基本法](http://www.gender.go.jp/about_danjo/law/kihon/9906kihonhou.html) |
| ・ | [育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=403AC0000000076_20180101_429AC0000000014&openerCode=1) |
| ・ | [雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=347AC0000000113) |
| ・ | [ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=412AC1000000081) |
| ・ | [配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/law/index2.html) |
| 条例 | ・ | [大阪市男女共同参画推進条例](http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)　（大阪市例規データベースで検索） |
| **こども** |
| 条約 | ・ | [児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html) |
| ・ | [児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_13.html)  |
| ・ | [最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する条約（第182号）](http://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238053/lang--ja/index.htm) |
| ・ | [武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/treaty159_14.html)  |
| ・ | [人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約](http://www.jinken-library.jp/daiboken/contents/link/jinshinbaibai.html) |
| 法律 | ・ | [児童福祉法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=322AC0000000164_20180402_429AC0000000069&openerCode=1) |
| ・ | [児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（児童買春、児童ポルノ禁止法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=411AC1000000052) |
| ・ | [インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000083) |
| ・・ | [児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html)[いじめ防止対策推進法](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm) |

|  |
| --- |
| **高齢者** |
| 法律 | ・ | [高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高年齢者雇用安定法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346AC0000000068_20170401_429AC0000000014&openerCode=1) |
| ・ | [高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC1000000124) |
| ・ | [高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC0000000091_20181101_430AC0000000032&openerCode=1) |
| ・ | [高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者居住法）](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC0000000026) |
| ・ | [高齢社会対策基本法](https://www8.cao.go.jp/kourei/measure/a_4.html) |
| **障がいのある人** |
| 条約 | ・ | [障害者権利条約](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html) |
| 法律 | ・ | [障害者基本法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=345AC1000000084) |
| ・ | [身体障害者福祉法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=324AC1000000283_20180401_428AC0000000065&openerCode=1) |
| ・ | [知的障害者福祉法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=335AC0000000037) |
| ・ | [精神保健及び精神障害者福祉に関する法律](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325AC1000000123_20180401_428AC0000000065&openerCode=1) |
| ・ | [発達障害者支援法](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/001.htm) |
| ・ | [身体障害者補助犬法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC1000000049) |
| ・ | [障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=417AC0000000123) |
| ・ | [障害者の雇用の促進等に関する法律](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/335AC0000000123_20160401_427AC0000000017/0?revIndex=4&lawId=335AC0000000123) |
| ・ | [高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC0000000091_20181101_430AC0000000032&openerCode=1) |
| ・ | [国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=424AC1000000050) |
| ・ | [障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail/423AC1000000079_20150801_000000000000000/0?revIndex=0&lawId=423AC1000000079) |
| ・ | [障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html) |
| **同和問題** |
| 条例 | ・ | [大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例](http://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenyogo/chousajyourei/) |
| **外国籍住民** |
| 条約 | ・ | [あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/) |
| 法律 | ・ | [出入国管理及び難民認定法](http://www.immi-moj.go.jp/hourei/index.html) |
| **犯罪被害者等への支援** |
| 法律 | ・ | [犯罪被害者等基本法](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=416AC1000000161_20160401_427AC0000000066&openerCode=1) |
| ・ | [犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=355AC0000000036) |
| **ホームレス** |
| 法律 | ・ | [ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=414AC1000000105) |
|  |
| **HIV感染者やハンセン病回復者等** |
| 法律 | ・・ | [感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=410AC0000000114)[らい予防法の廃止に関する法律](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/hansen/hourei/8.html) |
| ・・ | [ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC1000000063)[ハンセン病問題の解決の促進に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=420AC1000000082) |
| **性的指向・性同一性障がい** |
| 法律 | ・ | [性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC1000000111) |
| **個人情報の保護** |
| 法律 | ・ | [個人情報の保護に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000057) |
| 条例 | ・ | [大阪市個人情報保護条例](http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020339.html) |
| **アイヌの人々** |
| 法律 | ・ | [アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409AC0000000052) |
| **刑を終えて出所した人** |
| 法律 | ・ | [更生保護法](http://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00027.html) |
| **北朝鮮当局によって拉致された被害者等** |
| 条約 | ・ | [強制失踪（しっそう）からのすべての者の保護に関する国際条約（強制失踪条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei_24.html) |
| 法律 | ・ | [拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=418AC1000000096) |
| **インターネットによる人権侵害** |
| 法律 | ・・ | [特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC0000000137)[インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=415AC0000000083) |
| **人身取引（トラフィッキング）** |
| 条約 | ・ | [人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約（人身売買禁止条約）](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-C1-427-3_1.pdf) |
| 法律 | ・ | [刑法等の一部を改正する法律（平成１７（２００５）年６月２２日法律第６６号）](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/16220050622066.htm) |
| **東日本大震災に起因する人権問題** |
| 法律 | ・ | [東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=423AC0000000029) |

****

法務省人権擁護局と財団法人人権教育啓発

推進センターが企画したデジタルコンテンツ

教材「じんけんの国の大冒険」で、人権課題についての解説等を閲覧することができます。

<http://www.jinken-library.jp/daiboken/>

**６　関係機関・部署一覧**

* この手引きは、人権の視点からの情報発信のあり方や代表的な具体例を提示したものです。実際の業務においては、職場内で十分に議論して対処することが重要です。国等の関係機関・部署は次のとおりですので、情報収集や相談先としてご利用ください。

|  |
| --- |
| **人権全般** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| 法務省　人権擁護局　みんなの人権110番 | 0570-003-110 |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-7611 |
| 大阪市人権啓発・相談センター | 06-6532-7631 |
| **女性** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 内閣府　男女共同参画局 | 03-5253-2111（大代表） |
| 法務省人権擁護局　女性の人権ホットライン | 0570-070-810 |
| 厚生労働省　雇用均等・児童家庭局 | 03-3595-2491 |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　男女共同参画課 | 06-6208-9156 |
| **こども** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 警察庁（少年相談窓口　大阪府警グリーンライン）　 | 06-6772-7867 |
| 法務省　人権擁護局　こどもの人権110番 | 0120-007-110 |
| 文部科学省 | 03-5253-4111（代表） |
| 厚生労働省　雇用均等・児童家庭局 | 03-3595-2491 |
| 市 | こども青少年局　子育て支援部 | 06-6208-8111 |
| 大阪市こども相談センター | 06-4301-3100 |
| **高齢者** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 厚生労働省　老健局 | 03-3591-0954 |
| 厚生労働省　職業安定局　高齢者雇用対策課 | 03-3502-6779 |
| 国土交通省　総合政策局（バリアフリー関係） | 03-5253-8111　内線25-517 |
| 市 | 福祉局　高齢者施策部　高齢福祉課 | 06-6208-8026 |

|  |
| --- |
| **障がいのある人** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部 | 03-3595-2389 |
| 厚生労働省　職業安定局　障害者雇用対策課 | 03-3595-1173 |
| 国土交通省　総合政策局（バリアフリー関係） | 03-5253-8111　内線25-517 |
| 市 | 福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課 | 06-6208-8071 |
| 健康局　こころの健康センター | 06-6922-8520 |
| **同和問題** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-7619 |
| **外国籍住民** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局法務省　入国管理局 | 03-3580-4111（代表）03-3580-4111（代表） |
| 厚生労働省　職業安定局　外国人雇用対策課 | 03-3502-6273 |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-761９ |
| **犯罪被害者等への支援** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 警察庁　犯罪被害者支援室 | 03-3581-0141　内線2825 |
| 法務省　保護局 | 03-3580-4111（代表） |
| 大阪地方検察庁　被害者ホットライン | 06-4796-2250 |
| 日本司法支援センター　犯罪被害者支援ダイヤル | 0570－079714 |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-7619 |
| **ホームレス** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 厚生労働省　社会・援護局　地域福祉課 | 03-3595-2615 |
| 市 | 福祉局　生活福祉部 | 06-6208-7924 |
| （地域福祉課ホームレス自立支援グループ） |
| **HIV感染者やハンセン病回復者等** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| 厚生労働省　健康局　疾病対策課 | 03-3595-2249 |
| 市 | 大阪市保健所　感染症対策課 | 06-6647-0656 |

|  |
| --- |
| **性的指向、性同一性障がい** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| **個人情報の保護** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 個人情報保護委員会個人情報保護法相談ダイヤル | 03-6457-9849 |
| 市 | 総務局　行政部　行政課（情報公開グループ） | 06-6208-9825 |
| 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-7619 |
| **アイヌの人々に対する人権課題** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 国土交通省　北海道局　総務課 | 03-5253-8111　内線52-113 |
| **刑を終えて出所した人やその家族** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　保護局 | 03-3580-4111（代表） |
| **北朝鮮当局によって拉致された被害者等** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 内閣官房　拉致問題対策本部事務局 | 03-5253-2111（代表） |
| 警察庁 | 03-3581-0141（代表） |
| 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| 外務省 | 03-3580-3311（代表） |
| 市 | 市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課 | 06-6208-7619 |
| **インターネットによる人権侵害** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 総務省　情報流通行政局　情報流通振興課 | 03-5253-5748 |
| 警察庁　生活安全局　情報技術犯罪対策課 | 03-3581-0141（代表） |
| 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| **人身取引（トラフィッキング）** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |
| **東日本大震災に起因する人権問題** |
| 関係機関等 | 電話番号 |
| 国 | 法務省　人権擁護局 | 03-3580-4111（代表） |



大阪市人権啓発

マスコットキャラクター

にっこりーな

人権の視点からの情報発信の手引き

平成２５（２０１３）年３月発行

平成２６（２０１４）年３月改訂

大阪市人権行政推進本部

事務局：市民局　ダイバーシティ推進室　人権企画課

電話06-6208-7611　ファックス06-6202-7073